

## キッチンカー (移動販売車)飲食販売出店要領

### 1. 目的

区立公園等のスペースを活用した魅力づくりの一環として、キッチンカー(移動販売車)(以下、「キッチンカー」と称す)を利用した飲食販売を行い、利用者の利便の向上と公園等の魅力を高めることを目的とする。

### 2. 概要

#### (1)出店申込資格

以下の全てに該当する個人・法人・任意団体は、キッチンカー申込書にて申込みことができる。

- ① 上記「1.目的」に同意できる者
- ② キッチンカーを保有及びリースしている者、又は、保有及びリースの計画がある者
- ③ 都内一円にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ④ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ⑤ 食品賠償保険等に加入している者
- ⑥ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑦ 当財団の販売スケジュール、区画に同意できる者
- ⑧ 各種イベント、企画等に積極的に参加、協力できる者

#### (2)出店申込禁止

以下の何れかに該当する個人・法人・任意団体は、申込みできない。

- ① 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者)
- ② 破産者であって、復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑥ 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑦ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 特別区民税等の税金を滞納している者
- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

#### (3)出店資格審査

申込を受理した後、審査し、適格者のみが当財団との契約対象になる。(単年度契約)  
なお、確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合もある。

#### (4)出店場所及び区画

別表1「出店場所リスト」を参照 ※予告なく変更される場合がある。

#### (5)販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物とする。

#### (6)販売禁止商品

酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び当財団が不相当と判断したもの。

(7)出店スケジュールの調整及び周知

当財団にて調整し決定する。

基本的に、出店募集の該当月の前月初旬に出店者に対し出店希望日調査を行い、当財団が調整を行った後、該当月の前月中旬にスケジュールを周知する。

※当財団が行う調整とは、過去の販売実績、事務処理手続きの履歴、歩合率、またメニュー等を考慮した総合的な調整のことをいう。

(8)出店時間

原則として午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分までとする。なお、状況により時間の短縮、及び延長は申し出により可能とする場合がある。

(9)営業料(最低保証料付歩合型)

以下の①と②の合計金額を営業料とする。

① 出店料 2,160円(税込)／1日 ※最低保証料

② 販売金額合計(税込)[販売実績金額] × [7%以上の歩合率%] \*1円未満切り捨て

\*歩合率は7%以上で出店者の提案により決定する

\*出店者は出店した日を含む3日以内に販売実績報告書を当財団へ提出する

\*営業料は、当財団が月末締めにて計算し翌月中旬ころまでに請求書を発行する。

出店者は請求書の発行された月の末日までに指定された金融機関口座へ振込む方法により支払う。なお、振込手数料は出店者が負担する。

3. その他留意事項

- (1) キッチンカーの搬入・搬出は出店者各自で行うこと
- (2) 電力、調理師用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること
- (3) 調理に火気を使用する場合、必ず消化器を設置すること
- (4) 出店日には自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること
- (5) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと (現状復帰)
- (6) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
- (7) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある
- (8) キッチンカーの破損、紛失等について、当財団は一切責任を負わない
- (9) 出店者は、当財団との契約後、出店依頼に対し常時出店できるよう誠意をもって努めること
- (10) 当財団の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なき出店の取りやめをした場合、出店を停止することがある

4. 申込方法

<http://www.edogawa-kankyozaidan.jp/catering/>

よりダウンロードした書類へ記入し、必要添付資料と合わせてお問い合わせ先へ提出して下さい。

5. お問い合わせ(土日祝日を除く平日 8:30~17:15 まで)

公益財団法人 えどがわ環境財団 花とみどりの啓発係

〒132-0021 東京都江戸川区松島 1-44-12 KTパークビル ☎03-5662-5542 FAX 03-3652-1557

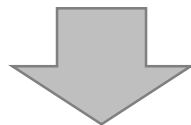
<<出店までの流れ>>

当財団ホームページ「キッチンカー(移動販売車)飲食販売出店要領」を確認



以下の書類を 要領 5. お問い合わせ先 へ送付

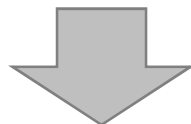
- ・キッチンカー出店申込書 1部
- ・営業許可証 一式 の写し 1部
- ・(車両をリース契約している者は)リース契約書一式の写し 1部
- ・食品衛生責任者(又はそれに代わる資格証明書)の写し 1部
- ・食品賠償保険等の証明書 の写し 1部
- ・車検証の写し 1部
- ・(法人の場合は)定款 1部
- ・事業概要書(法人は会社案内で代用可) 1部
- ・販売車写真画像 数枚 (\*車幅・車高を記入。ナンバープレート確認可能な写真)



当財団にて審査 (7日前後)



契約書 締結(3日~7日程度)



出店調整を行い、出店可能場所、出店日の決定後、メールにて通知

出店



出店日を含む3日以内に、「販売実績報告書」を提出

## 出店場所一覧

	出店場所	所在地	備考	営業日
1	行船公園	北葛西3-2-1		(通年)
2	フラワーガーデン (総合レクリエーション公園内)	南葛西 4-9		
3	富士公園 (総合レクリエーション公園内)	南葛西 6-23		
4	篠崎ポニーランド	篠崎町 3-12-17		
5	なぎさポニーランド (総合レクリエーション公園内)	南葛西 7-3		
6	小松川千本桜	小松川 1 丁目地先		(桜開花時)

※上記公園以外で、出店希望がある場合は別途お問い合わせください。

※イベント等で臨時出店依頼をする場合があります。(上記以外の出店場所の可能性もあります)

※1日あたりの出店店舗数は、場所ごとに原則1店舗または2店舗です。

※1は、自然動物園(月曜日休園 祝日の場合は翌日)と平成庭園が併設されています。

※1と2は、夏季に「ジャブジャブ池」として水遊びができる施設があります。

※1と6は、桜のお花見のお客様が多い場所です。

※2は、5月・10月頃にバラ園が見ごろになります。

※4と5は、月曜日休園(祝日の場合は翌日)です。また、馬場不良等で臨時休園になる場合があります。